

松前町ホームページ掲載広告表現ガイドライン

松前町ホームページに広告を掲載するに当たっては、松前町広告事業実施要綱及び松前町ホームページ広告掲載要領に定めるもののほか、ページデザイン及び使いやすさを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

1 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ラジオボタン（あたかも選択が可能できるような誤解を与えるもの）

テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

G I Fアニメーション

高速振動イメージ、高速点滅イメージ

2 町ホームページとの区別化

閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が松前町の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

3 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

4 その他注意事項

広告は分かりやすい適正な言葉と文字を用いること。

ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。

ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。